電気契約種別規程（低圧）

２０２６年１２月１日実施

室蘭ガス株式会社

目次

１．適用 1
２．契約規程の変更 1
３．用語の定義 1
４．電気契約種別の決定 1
５．電気契約種別及び料金表 1
６．協議事項 8
付則 8
契約規程の実施期日 8
別表 9
別表１　契約負荷設備の総容量の算定 10
別表２　負荷設備の入力換算容量 10
別表３　契約容量及び契約電力の算定方法 13

１．適用

この電気契約種別規程（以下「契約規程」といいます。）は室蘭ガス株式会社（以下「当社」といいます。）の電力需給契約約款（低圧）（以下「電力約款」といいます。）に基づき、電気を小売供給する際の料金その他の供給条件を定めたものです。

２．契約規程の変更

当社がこの契約規程の変更を必要と判断した場合、この契約規程を変更することがあります。この場合における料金その他の供給条件は、変更後の電気契約種別規程によります。なお、契約規程の変更に関する手続きは電力約款に準じます。

３．用語の定義

電力約款に定義されている用語は契約規程においても同様の定義で使用します。

４．電気契約種別の決定

電力約款に基づきお客さまと当社が電力需給契約を締結する際には、５（電気契約種別及び料金表）のＩからⅤに記載の契約種別のうち、いずれの契約種別を適用するかあらかじめ定めるものとします。

５．電気契約種別及び料金表

Ⅰ．むろでん得得プラス（従量電灯Ｂ）

（１）適用範囲

次の全ての条件を満たす場合に、適用いたします。

① 電灯又は小型機器を使用する需要で、契約電流が１０アンペア以上であり、かつ、６０アンペア以下であること。

② 電力約款の９（需要場所）において、当社のガスを熱源としてガス機器を使用している、もしくは当社のガスを一次エネルギーとして熱を発生させ、その際に発生する熱エネルギーにより給湯又は空調を行っていること。なお、この場合ガス又は熱エネルギーと電気の使用者は同一使用者もしくは同一会計主体であること。

（２）供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルト又は交流単相３線式標準電圧１００ボルト及び２００ボルトとし、周波数は、標準周波数５０ヘルツとしま

す。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相２線式標準電圧２００ボルト又は交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

（３）契約電流

① 契約電流は、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペア又は６０アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

（４）料金表（消費税相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりとします。

契約電流１０アンペア	５７２.１０円
契約電流１５アンペア	８５８.１５円
契約電流２０アンペア	1,１４４.２０円
契約電流３０アンペア	1,７１６.３０円
契約電流４０アンペア	2,２８８.４０円
契約電流５０アンペア	2,８６０.５０円
契約電流６０アンペア	3,４３２.６０円

② 電力量料金

電力量料金は、１か月の使用電力量によって算定します。

最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３４.３５円
１２０キロワット時を超え２８０キロワット時までの１キロワット時につき	４０.３９円
２８０キロワット時を超える１キロワット時につき	４３.９６円

Ⅱ．むろでん得得プラス（従量電灯Ｃ）

（１）適用範囲

次の全ての条件を満たす場合に、適用いたします。

① 電灯又は小型機器を使用する場合で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であること。

② 電力約款の９（需要場所）において、当社のガスを熱源としてガス機器を使用している、もしくは当社のガスを一次エネルギーとして熱を発生させ、その際に発生する熱エネルギーにより給湯又は空調を行っていること。なお、この場合ガス又は熱エネルギーと電気の使用者は同一使用者もしくは同一会計主体であること。

（２）供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相３線式標準電圧１００ボルト及び２００ボルトとし、周波数は、標準周波数５０ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は当社の供給設備の都合でやむを得ない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルト又は交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

（３）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）契約容量

① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表２〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとします。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表１（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次の１４キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次の３０キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
５０キロボルトアンペアをこえる部分につき	６５パーセント

② お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

（５）料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりとします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	５７２．１０円

② 電力量料金

電力量料金は、１か月の使用電力量によって算定します。

最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３４.３５円
１２０キロワット時をこえ２８０キロワット時までの１キロワット時につき	３９.５５円
２８０キロワット時をこえる１キロワット時につき	４２.１４円

Ⅲ．むろでん得得（従量電灯Ｂ）

（１）適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で、契約電流が１０アンペア以上であり、かつ、６０アンペア以下であるものに適用します。

（２）供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルト又は交流単相３線式標準電圧１００ボルト及び２００ボルトとし、周波数は、標準周波数５０ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相２線式標準電圧２００ボルト又は交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

（３）契約電流

① 契約電流は、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペア又は６０アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

（４）料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりとします。

契約電流１０アンペア	５７２.１０円
契約電流１５アンペア	８５８.１５円
契約電流２０アンペア	1,１４４.２０円
契約電流３０アンペア	1,７１６.３０円
契約電流４０アンペア	2,２８８.４０円
契約電流５０アンペア	2,８６０.５０円
契約電流６０アンペア	3,４３２.６０円

② 電力量料金

電力量料金は、１か月の使用電力量によって算定します。

最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３４.７０円
１２０キロワット時を超え２８０キロワット時までの１キロワット時につき	４０.８０円
２８０キロワット時を超える１キロワット時につき	４４.４１円

Ⅳ．むろでん得得（従量電灯Ｃ）

（１）適用範囲

電灯又は小型機器を使用する場合で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満のものに適用します。

（２）供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相３線式標準電圧１００ボルト及び２００ボルトとし、周波数は、標準周波数５０ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は当社の供給設備の都合でやむを得ない場合には、交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルト又は交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。

（３）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）契約容量

① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表２〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとします。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表１（契約負荷設備の総容量の算定）に

よって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	９５パーセント
次の１４キロボルトアンペアにつき	８５パーセント
次の３０キロボルトアンペアにつき	７５パーセント
５０キロボルトアンペアをこえる部分につき	６５パーセント

② お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

（５）料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりとします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	５７２．１０円

② 電力量料金

電力量料金は、１か月の使用電力量によって算定します。

最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３４.７０円
１２０キロワット時をこえ２８０キロワット時までの１キロワット時につき	３９.９７円
２８０キロワット時をこえる１キロワット時につき	４２.５９円

Ⅴ．むろでん得得（低圧電力）

（１）適用範囲

動力を使用する需要で，契約電力が原則として５０キロワット未満であるものに適用します。

（２）供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は，交流３相３線式標準電圧２００ボルトとし，周波数は，標準周波数５０ヘルツとします。ただし，供給電気方式及び供給電圧については，技術上やむを得ない場合には，交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルト又は交流単相３線式標準電圧１００ボルト及び２００ボルトとすることがあります。

（３）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）契約電力

① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表２〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとします。）についてそれぞれ次のａ）の係数を乗じて得た値の合計にｂ）の係数を乗じて得た値とします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表３（契約容量及び契約電力の算定方法）に準じて算定し、ｂ）の係数を乗じないものとします。

ａ）契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	１００パーセント
	次の２台の入力につき	９５パーセント
	上記以外のものの入力につき	９０パーセント

ｂ）a）によって得た値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	１００パーセント
次の１４キロワットにつき	９０パーセント
次の３０キロワットにつき	８０パーセント
５０キロワットをこえる部分につき	７０パーセント

② お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、 契約電力は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表３（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値とします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

（５）料金表（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

基本料金は、１か月につき次のとおりとします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額とします。

契約電力１キロワットにつき	１，２７７．５７円

② 電力量料金

電力量料金は、１か月の使用電力量によって算定します。

１キロワット時につき	３２．５１円

（６）その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用することはできません。

６．協議事項

契約規程に定めのない事項は電力約款による他、お客さまと当社との協議によって定めます。

付則

契約規程の実施期日

この契約規程は、２０２５年１２月１日から実施します。ただし、本契約規程に基づく料金算定の方法は、２０２５年１２月分の料金から適用するものとします。

別表

別表１　契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

①　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

②　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

a)住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院及びこれに準ずるもの。

１差込口につき５０ボルトアンペア

b)　a)以外の場合

１差込口につき１００ボルトアンペア

③　契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の１回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

別表２　負荷設備の入力換算容量

（１）照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の①、②、③及び④によります。

①　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×200 パーセント	

②　ネオン管灯

２次電圧(ボルト)	換　算　容　量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140

15,000	180	350	180

③　スリームラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力(ﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)	入力(ワット)
999　以下	40	40
1,149　〃	60	60
1,556　〃	70	70
1,759　〃	80	80
2,368　〃	100	100

④　水銀灯

出力 (ワット)	換　算　容　量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40　以下	60	130	50
60　〃	80	170	70
80　〃	100	190	90
100　〃	150	200	130
125　〃	160	290	145
200　〃	250	400	230
250　〃	300	500	270
300　〃	350	550	325
400　〃	500	750	435
700　〃	800	1,200	735
1,000　〃	1,200	1,750	1,005

（２）誘導電動機

①　単相誘導電動機

a）出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

b）出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換　算　容　量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35以下	－	160	出力(ワット)× 133.0パーセント
45　〃	－	180	

65　〃	―	230	
100　〃	250	350	
200　〃	400	550	
400　〃	600	850	
550　〃	900	1,200	
750　〃	1,000	1,400	

② 3相誘導電動機

換算容量(入力〔キロワット〕)
出　力(馬　　力)× 93.3パーセント
出　力(キロワット)×125.0パーセント

（3）レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別(携帯型及び移動型を含みます。)	最高定格管電圧(ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ)	管電流(短時間定格電流)(ミリアンペア)	換算容量(入力)(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)
治療用装置			定格1次最大入力(ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ)の値といたします。
診察用装置	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1
		20ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過30ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	1.5
		30　〃　50　〃	2
		50　〃　100　〃	3
		100　〃　200　〃	4
		200　〃　300　〃	5
		300　〃　500　〃	7.5
		500　〃　1,000　〃	10
	95ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	5
		200ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過300ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	6
		300　〃　500　〃	8
		500　〃　1,000　〃	13.5
	100ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過125ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	9.5
		500ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過1,000ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	16

	125 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ超過	500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	11
	150 ｷﾛﾎﾞﾙﾄﾋﾟｰｸ以下	500 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ超過 1,000 ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ以下		1
	0.75 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ超過 1.5 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ〃		2
	1.5　ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ　〃　3 ﾏｲｸﾛﾌｧﾗｯﾄﾞ〃		3

（４）電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

①　日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力(キロワット)＝最大定格１次入力(キロボルトアンペア)×７０パーセント

②　①以外の場合

入力(キロワット)＝実測した１次入力(キロボルトアンペア)×７０パーセント

（５）その他

①　（１)、(２)、(３）及び（４）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

②　動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

③　予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別表３　契約容量及び契約電力の算定方法

５（電気契約種別及び料金表）の契約容量又は契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（１００パーセントといたします。）を乗じます。

（１）供給電気方式及び供給電圧が交流単相２線式標準電圧１００ボルトもしくは２００ボルト又は交流単相３線式標準電圧１００ボルト及び２００ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×1/１,０００

なお、交流単相３線式標準電圧１００ボルト及び２００ボルトの場合の電圧は、２００ボルトといたします。

（２）供給電気方式及び供給電圧が交流３相３線式標準電圧２００ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(ｱﾝﾍﾟｱ)×電圧(ﾎﾞﾙﾄ)×１．７３２×1/１,０００